

参考資料

参一1 策定体制

緑の基本計画策定委員会名簿は以下のとおりです。

■策定委員会名簿

選任区分	役職	氏名	
		平成24年度	平成25年度
学識経験を有する者	大同大学工学部 教授 (土木・環境専攻)	しま だ よし あき 嶋 田 喜 昭 (◎)	
各種団体を代表する者	愛知建築士会女性委員会	つつ い ゆう こ 筒 井 裕 子	
各種団体を代表する者	西三河農業協同組合女性部	すぎ うら やちよ 杉 浦 八千代	
各種団体を代表する者	ばらネット	い ざわ こ 伊 澤 まり子	
各種団体を代表する者	にしお環境市民塾	くら ち ち はる 倉 知 智 晴	
各種団体を代表する者	二の沢川を美しくする会	すす き や よい 鈴 木 弥 生	
市 民	町内会長 (旧西尾市)	うら すぎ てつ お 浦 杉 哲 男 (○)	
市 民	町内会長 (旧一色町)	すす き しょう こ 鈴 木 省 悟	
市 民	町内会長 (旧吉良町)	すぎ やま しょういちろう 杉 山 正 一 郎	
市 民	町内会長 (旧幡豆町)	すす き よし ひこ 鈴 木 良 彦	
県の職員	愛知県建設部都市計画課長	すす き ひて やす 鈴 木 秀 育	やま ぐち ゆたか 山 口 豊
県の職員	愛知県建設部公園緑地課長	あか ほり とし ひこ 赤 堀 敏 彦	おお にし かず お 大 西 一 夫
県の職員	西三河建設事務所西尾支所長	みや ち とし ひこ 宮 地 敏 彦	
市の職員	企画部長	ます やま しん や 増 山 信 也	
市の職員	建設部長	はや かわ ひて き 早 川 英 樹	お がさ わら きよ たか 小 笠 原 清 隆

※委員長：◎、副委員長：○

庁内における作業部会の構成は以下のとおりです。

■作業部会の構成

部	課
企画部	企画政策課
	企業誘致課
総務部	防災課
福祉部	福祉課
子ども部	子育て支援課
	子ども課
地域振興部	商工観光課
	農林水産課
	交通対策課
	市民協働課
環境部	環境保全課
建設部	土木課
	河川港湾課
	建築課
上下水道部	下水道整備課
教育部	教育庶務課
	スポーツ課
(事務局) 建設部	公園緑地課
	都市計画課

参一2 策定委員会の設置要綱

西尾市都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会の設置要綱は以下のとおりです。

■西尾市都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づく本市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）並びに都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する計画（以下「緑の基本計画」という。）を策定するため、西尾市都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の策定に関する事項について、調査、検討し、審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 市民
- (4) 愛知県の職員
- (5) 市の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から都市計画マスタープラン及び緑の基本計画を策定するまでの期間とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長の指名により定める。

(役員の職務)

第6条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(下部組織の設置)

第7条 委員会の下部組織として、計画の素案を策定するための作業部会を設けることができる。

2 作業部会は、市の職員のうちから、部会ごとに若干名を市長が任命する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、市長が招集する。

- (1) 最初の委員会を開催するとき。

(2) 委員会の委員長及び副委員長が欠けたとき。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、建設部都市計画課及び公園緑地課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年8月9日から施行する。

2 この要綱は、都市計画マスタープラン及び緑の基本計画を公表した翌日からその効力を失う。

参一3 策定経緯

西尾市緑の基本計画の策定経緯は以下のとおりです。

■西尾市緑の基本計画策定経緯

年	月 日	委員会等	議題
平成 24 年	10 月 30 日	第 1 回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画の策定について ・緑の基本計画の方向性について
	11 月 8 日	第 1 回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画の策定について ・緑の基本計画の方向性について
平成 25 年	1 月 22 日	第 2 回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・課題について ・基本方針と緑の将来像について ・施策の体系について ・将来目標の設定について
	2 月 13 日	第 2 回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・課題について ・基本方針と緑の将来像について ・施策の体系について ・将来目標の設定について
	4 月 24 日	第 3 回 作業部会	(都市計画マスタープランのみ実施)
	5 月 30 日	第 4 回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の配置計画 ・実現のための施策の方針について
	6 月 21 日	第 3 回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の配置計画 ・実現のための施策の方針について
	9 月 9 日	第 5 回 作業部会	・緑の基本計画（素案）について
	9 月 24 日	第 4 回 策定委員会	・緑の基本計画（素案）について
	10 月 4 日	西尾市都市計画審議会	・緑の基本計画（素案）について
	11 月 11 日 ～ 12 月 10 日	パブリックコメント	・緑の基本計画（素案）について
	12 月 25 日	第 6 回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの報告 ・最終案の報告・確認
平成 26 年	1 月 16 日	第 5 回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの報告 ・最終案の報告・確認
	1 月 28 日	西尾市都市計画審議会	・緑の基本計画の報告